

土地家屋調査士法第 42 条の処分

令和 6 年 8 月 30 日

氏 名 草田 雄士

登録番号 愛媛第 754 号

所属する土地家屋調査士会 愛媛県土地家屋調査士会

事務所の所在地 愛媛県新居浜市郷一丁目 2 番 20 号

処分の内容 令和 6 年 8 月 31 日から 2 週間の業務停止

[懲戒処分情報の公開](#) (日本土地家屋調査士会連合会 HP より)

令和 6 年 9 月 27 日 金曜日

官 報

第 1314 号

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 42 条第 2 号の規定に基づき、令和 6 年 8 月 31 日から 2 週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第 46 条の規定に基づき、公告する。

令和 6 年 9 月 27 日 法務大臣 小泉 龍司

記

氏名 草田 雄士

所属する土地家屋調査士会 愛媛県土地家屋調査士会

登録番号 愛媛第 754 号

事務所の所在地 愛媛県新居浜市郷一丁目 2 番 20 号

令和 6 年 9 月 24 日

氏 名 末光 和広

登録番号 愛媛第 592 号

所属する土地家屋調査士会 愛媛県土地家屋調査士会

事務所の所在地 愛媛県西予市宇和町坂戸 2 番地 1

処分の内容 戒告